

令和5年4月26日開催

## 新庄市農業委員会第35回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年4月）議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日（水）午前10時

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹

4. 欠席した委員（1名）

7番 星川 豊

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 130 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 131 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 132 号 農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見  
について  
日程第 5 議案第 133 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 134 号 農用地利用集積計画について  
日程第 7 議案第 135 号 農地利用集積計画（一括方式）について  
日程第 8 報告第 99 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 9 報告第 100 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 10 報告第 101 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦                      総務主査 鏡 彰広  
主 任 八 楸 貴 征

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和5年度新庄市農業委員会第35回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は、7番星川 豊委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第35回総会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に10番齋藤謙二委員と13番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第130号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第130号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区5件、稲舟地区11件、萩野地区6件、八向地区4件、計26件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。貸人が体調不良により、近隣の借人と話したところ、賃貸借となりました。賃貸料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区2番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。11月より相談を受けていました。貸人が近隣で作付している借人に話したところ賃貸借となりました。賃貸料につきましては減反対象地となっており安いが双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区3番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。譲渡人が処分したい

としており譲受人に相談したところ贈与となりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区4番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。譲受人が譲渡人に売買してくれないかと話しかけてみたところ了解を得ました。対価についても双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区5番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。新庄地区3番と同様譲渡人が処分したいとしており、近隣で耕作している譲受人に相談したところ贈与となりました。双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。貸人が数年前より体調崩しており借人に相談したところ、賃貸借となりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。以前より譲受人が耕作していた農地であり今回贈与となりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区3番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。貸人借人で話し合い対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区4番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。貸人が体調不良の為近隣での耕作者である借人に話したところ双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区5番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。稲舟地区4番と同様貸人が体調不良の為、近隣の耕作者である借人に話したところ双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区6番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。記載通りです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区7番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。貸人が耕作者を探していたところ借人が見つかり双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区8番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。耕作していた貸人の父が亡くなり家族内では耕作できない為、近隣で耕作してる借人に依頼したところ双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区9番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区9番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。貸人が体調不良の為近隣で耕作している借人に依頼したところ双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区10番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区10番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。耕作していた貸人の父が亡くなり家族内では耕作できないとの事で、近隣で耕作している借人に依頼したところ双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区11番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区11番につきまして、4月23日に調査確認いたしました。稲舟地区10番と同様です。宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区1番につきまして、4月21日に調査確認いたしました。貸人と借人は親戚であり、現在そばを栽培しており今回ニラを栽培作付けしたいとのことです。対価に関しても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区2番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。貸人と借人は元家族の関係であり、この土地を使用貸借して野菜を栽培したいとのことで双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区3番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。昨年までそばを栽培していた人が耕作しなくなった為、近隣で耕作者を探していたが中々見つからず、知人である借人にお願ひしました。賃貸料も双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区4番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。この土地は譲受人の住宅地に隣接しており譲渡人と話し合い売買とし、対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区5番につきまして、4月21日に調査確認いたしました。元々借人が耕作しており問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区6番につきまして、4月22日に調査確認いたしました。借人は大規模に農業経営をしております。畑である為対価は多少安いですが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。貸人が急な体調不良の為、借人に相談し賃貸借とし双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区2番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。八向地区1番と同様体調不良の為、耕作面積が大きいので一部賃貸借とし、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区3番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。八向地区1番2番と同様で双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区4番につきまして、4月20日に調査確認いたしました。八向地区1,2,3番と同様で記載の通りで双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第130号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第130号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第131号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第131号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、4月23日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおり共同住宅の建築であり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第131号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第131号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第132号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第132号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見について、稲舟地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、前月総会で決定しております。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第132号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第132号農地法第4条第8項の規定による協議に対する意見については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第133号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第133号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、4月21日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第133号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第133号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第134号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、2番笹行也委員、14番森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休憩します。

(笹行也委員、森良一委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第134号農用地利用集積計画について、新庄地区3件、稲舟地区8件、計11件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転1件、賃借権設定新規2件、再設定1件、賃借権移転計7件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第134号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第134号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(笹行也委員、森良一委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第7、議案第135号農地利用集積計画（一括方式）についてを上程します。

ここで、8番五十嵐 成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休憩します。

（五十嵐 成生委員退席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第135号農地利用集積計画（一括方式）についてご提案申し上げます。

（議案書を基に申請内容を説明。）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった賃借権設定、新規、14件、使用賃借権設定、新規2件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第135号農地利用集積計画（一括方式）については、原案の通り決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第135号農地利用集積計画（一括方式）については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

（五十嵐 成生委員入場・着席）

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは報告案件に入ります。

日程第8、報告第99号農地第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。  
事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告第99号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして新庄地区4件、稲舟地区2件、萩野地区3件、八向地区2件、計11件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第99号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第99号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第100号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第100号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、稲舟地区11件、八向地区1件、計13件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第100号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第100号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について萩野地区1件を議案書にご報告申し上げます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第101号農業者年金に関する裁定請求書等については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第35回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年4月26日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 齋 藤 謙 二

議事録署名委員 高 山 光 弥